

化学工学会 資格制度の変更に関する重要なお知らせ

化学工学会が実施している化学技術者の資格制度に関しまして、5年毎に更新手続きが必要であった制度を廃止するなど、2017年度より次の通り変更致します（下線部分が変更点）

上席化学工学技士に関する変更

●「認定期間と資格の更新」に関する変更

認定期間は取得から5年間です。ただし、5年経過以降も、化学工学会の個人会員であれば資格は自動的に継続されます（退会とともに失効します）。ただし、2016年度以前に更新を終えている方は、その認定期間は有効です。

CPDポイントの登録は任意となりますが、様々な学会活動を通じた自律的・継続的な学習により、技術者としての学識レベルの向上を心掛けてください。

化学工学技士に関する変更

●「認定期間と資格の更新」に関する変更

認定期間は取得から5年間です。5年経過以降も、化学工学会の個人会員であれば資格は自動的に継続されます（退会とともに失効します）。ただし、2016年度以前に更新を終えている方は、その認定期間は有効です。

CPDポイントの登録は任意となりますが、様々な学会活動を通じた自律的・継続的な学習により、技術者としての学識レベルの向上を心掛けてください。

●2014年度以前に会員外で合格後に登録を終わっていない方へのご対応

2015年度より登録手続きを不要とし、合格と同時に「化学工学技士」として台帳に登録されておりますが、2014年度以前に会員外として受験し合格された方のうち、登録手続きを完了していない方は、別途「化学工学技士」資格の登録手続きが必要です。未登録者は2018年2月末日までに登録手続きを完了させて下さい。2018年3月以降の登録は受け付けません。

化学工学技士(基礎)に関する変更

●「資格の更新と化学工学技士受験時の特典」に関する変更

認定期間は取得から8年間となります。また、5年毎に求められていた更新について、更新制度自体を廃止致します。

化学工学技士を受験する際の第一部試験受験免除の特典は、取得から8年後の試験まで有効とします。

●2016年度資格更新済みの方へのご対応

認定期間の延長に伴い、2011年度に「化学工学技士（基礎）」資格を取得し、2016年度に更新手続きを完了された方に対しては、2017年2月にお支払頂いた更新料をご返金致します。

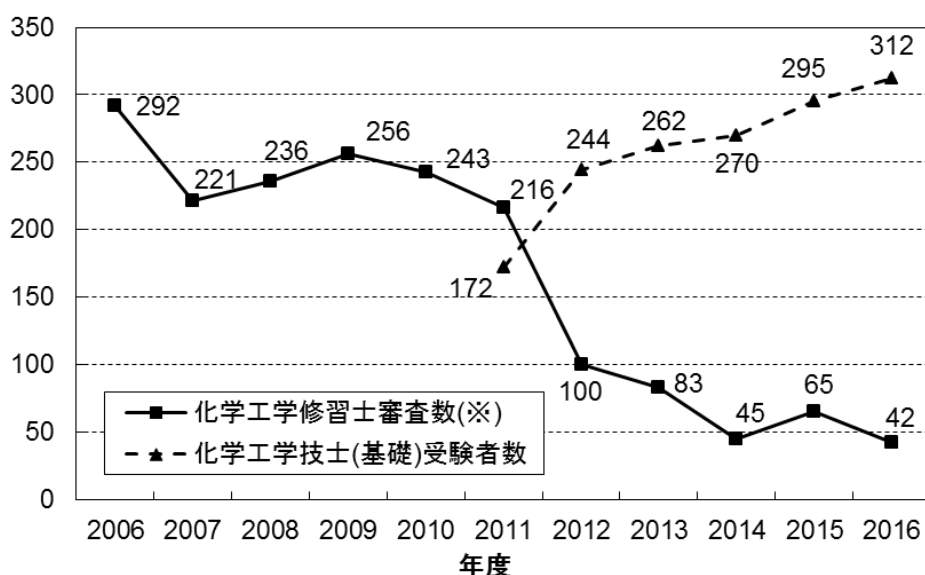
●2014年度以前に会員外で合格後に登録を終えていない方へのご対応

2015年度より登録手続きを不要とし、合格と同時に「化学工学技士（基礎）」として台帳に登録されておりますが、2014年度以前に会員外として受験し合格された方のうち、登録手続きを完了していない方は、別途「化学工学技士（基礎）」資格の登録手続きが必要です。未登録者は2018年2月末日までに登録手続きを完了させて下さい。2018年3月以降の登録は受け付けません。

化学工学修習士に関する変更

●「化学工学修習士」資格審査の終了について

JABEEは旧基準から新基準への移行期間が2015年度に終了し、2016年からはJABEE旧基準化学工学コースの入学者はなくなりました。また、化学工学の基礎力を問う「化学工学技士（基礎）」資格の受験が定着し、「化学工学修習士」の受験者は少なくなっています。学識レベルの確認は学会の定めた基準で行うべきと考え、2017年度をもって「化学工学修習士」資格の審査を終了致します。 今後は是非「化学工学技士（基礎）」資格の取得を目指して下さい。



但し、JABEE旧基準化学工学コースの修了証で化学工学修習士の資格取得できる大学在学生在がまだ残っていることも考慮し、JABEE旧基準化学工学コースの在在生に限り、卒業年度の翌年に『旧基準化学工学コースの修了証』のコピーを提出すれば、引き続き、「化学工学修習士」資格を付与する制度を、2023年度まで継続致します。

●2014年度以前に会員外で合格後に登録を終えていない方へのご対応

2015年度より登録手続きを不要とし、審査合格と同時に「化学工学修習士」として台帳に登録されておりますが、2014年度以前に会員外として審査を受け合格された方のうち、登録手続きを完了していない方は、別途「化学工学修習士」資格の登録手続きが必要です。未登録者は2018年2月末日までに登録手続きを完了させて下さい。2018年3月以降の登録は受け付けません。

お問い合わせ

公益社団法人化学工学会 人材育成センター

資格制度委員会事務局「資格制度」係

〒112-0006 東京都文京区小日向 4-6-19

E-mail: qualification “アットマーク” scej.org

TEL:03-3943-3527, FAX:03-3943-3530